第

2203

号

REÂDAS U- ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 12月 25日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 少額のお歳暮は交際費になるの?

Q : 当社では以前から、得意先などへのお中元やお歳暮の費用を交際費として処理してきましたが、単価が3千円以下の少額物品は交際費にならないらしいということを同業者から聞きました。これは本当ですか。

A:お中元やお歳暮ということであれば、 少額であっても交際費等に該当します。

【解説】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先 その他事業に関係のある者等に対する接待、 供応、慰安、贈答その他これらに類する行為 のために支出するものをいいます。お中元や お歳暮は、贈答のための支出ですから、交際 費等に該当します。

ところで、売上割戻しと同一の基準によって、金銭のかわりに事業用資産または少額(購入単価がおおむね3千円以下)の物品を交付した場合には、交際費等には該当しないものとされています。しかし、ご質問のようにお中元やお歳暮ということであれば、売上割戻しと同一の基準によって交付しているというものではありませんから、交際費等に該当することになります。

なお、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、 手ぬぐいその他これらに類する物品(多数の 者に配布することを目的とし主として広告宣 伝的効果を意図する物品でその価額が少額で あるもの)は交際費等にならないものとされ ていますので、このようなものをお中元やお 歳暮のかわりとするのも一つの方法です。







